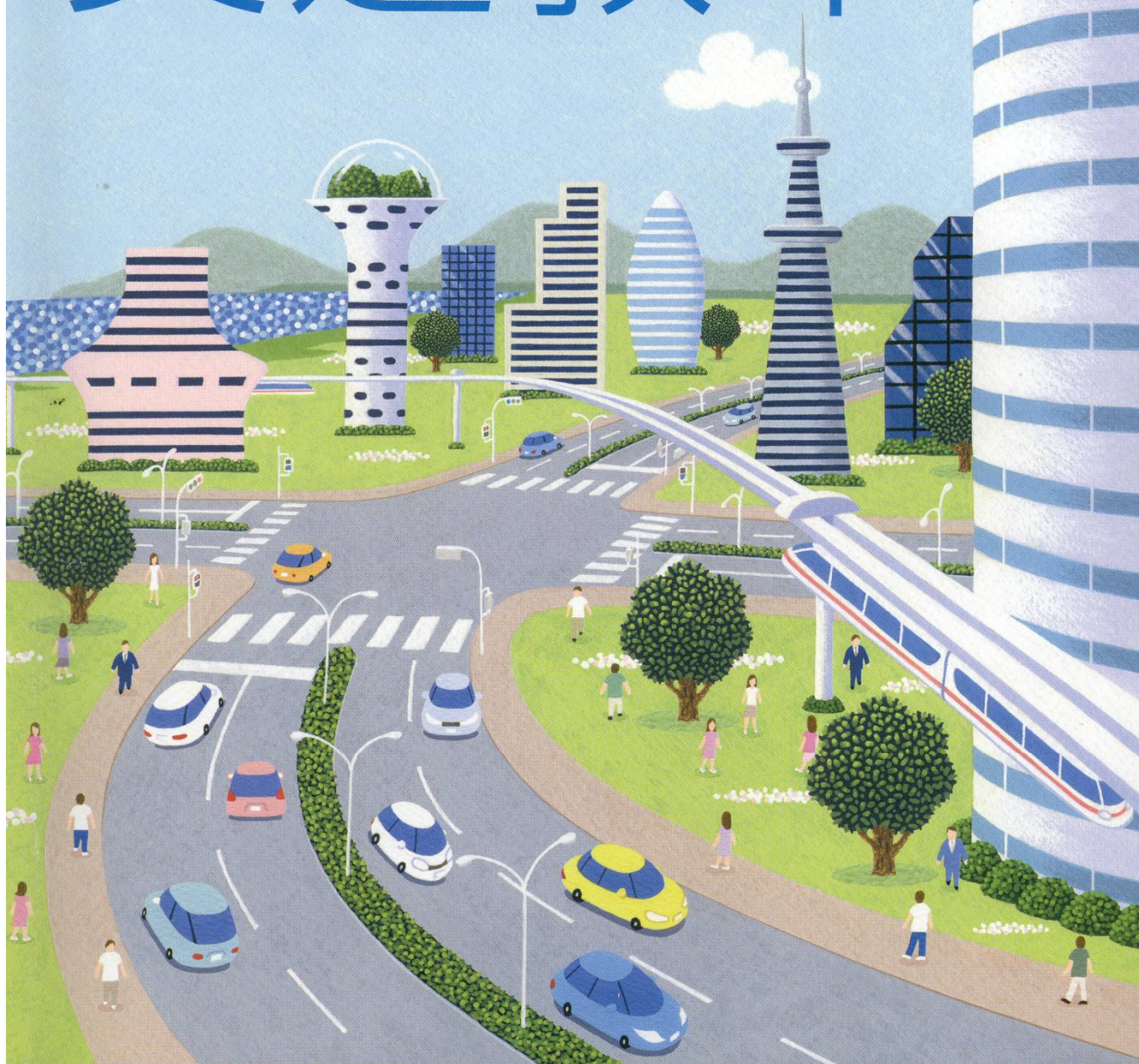


保存版 平成26年6月

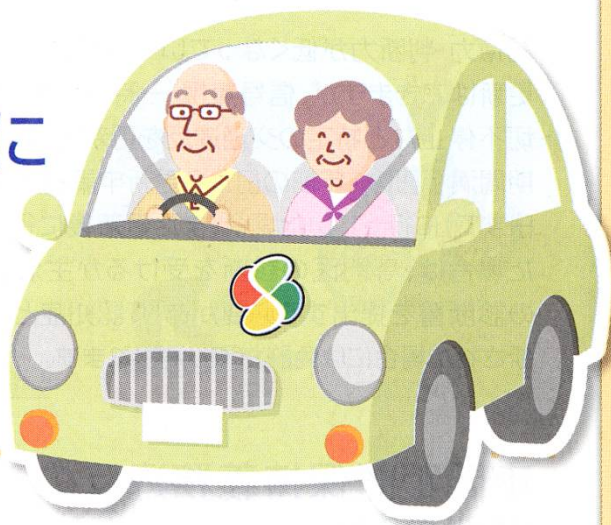
わかる 身につく 交通教本



ダッシュボードに入れて、いつでもチェック!

高齢者の安全運転のために

高齢運転者の安全運転を支援し、交通事故を防ぐために、講習予備検査の導入をはじめとするさまざまな施策が講じられました。



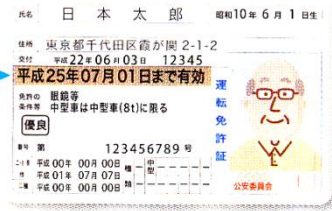
講習予備検査の導入

平成21年6月1日施行

75歳以上の方が免許証を更新する場合には、高齢者講習の前に、記憶力や判断力を検査する講習予備検査（認知機能検査）を行うことになりました。 P.124



記憶力・判断力が低くなっていても免許証の更新はできますが、信号無視・一時不停止・踏切不停止など特定の交通違反を更新前(更新期間満了日の1年前の日から更新申請日の前日まで)に行っていた場合、また更新後に行った場合は、専門医の診断を受けるか主治医の診断書を提出する必要があるため、認知症と診断された場合には免許が取り消されます。



- ★この日の年齢で講習の内容が変わります。
- ★この日の6ヵ月前から講習予備検査と高齢者講習が受けられます。

車間距離保持義務違反の罰則の強化

平成21年10月1日施行

高速自動車国道や自動車専用道路での車間距離保持義務違反の罰則が強化されました。 P.121



改正前

車間距離保持義務違反
5万円以下の罰金

改正後

高速自動車国道または自動車専用道路では、
3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

住民の理解を深めるための運動の推進

平成21年10月1日施行

地域交通安全活動推進委員の活動に、「高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進」が加えられました。



高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

平成22年4月19日施行

高齢者等(障害者、妊婦も含む)が多く利用する官公庁・福祉施設等の周辺の道路上には、都道府県公安委員会が高齢運転者等専用駐車区間を設置できるようになりました。この区間では、高齢者等が運転し、かつ都道府県公安委員会が交付する標章を掲示した普通自動車だけが駐車できます。 P.82



自転車の事故を防ぐために

自転車が関係する交通事故の多発や、自転車が無秩序に通行している実態などを踏まえ、自転車に関する道路交通法が改正されました。 P.72



自転車の検査等に関する規定の新設

平成25年12月1日施行

警察官は、内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車が通行しているときは、停止させてブレーキを検査できるようになりました。

さらに、危険を防止するために必要な応急措置を命じ、応急措置では必要な整備ができない場合は、その自転車を運転しないよう命じることができるようになりました。

また、これらの命令に違反した者に対する罰則も整備されました。



ブレーキのない自転車に乗ってはいけません!

- 検査拒否等
- 応急措置命令等違反

改正後

5万円以下の罰金

軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

平成25年12月1日施行

自転車等の軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとされました。

※路側帯の右側通行をした場合は、通行区分違反として、3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金



自転車の右側通行はいけません!

自転車道・歩道で自転車を一方通行とする規制標識の新設

平成23年9月12日施行

自転車の交錯による事故の危険性を減少させ、自転車道・歩道での自転車の通行を整序化するとともに、自転車道などの自転車通行環境の整備を推進するために、規制標識「自転車一方通行」が新設されました。



自転車安全利用5則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

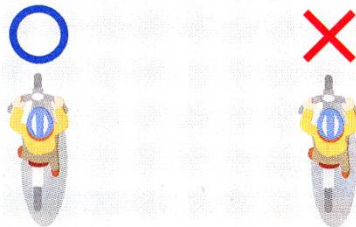


道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところでは、原則として車道を通行します。



普通自転車は、自転車道があるところでは、原則として自転車道を通らなければいけません。

2 車道は左側を通行



車道や自転車道では、原則として左側に寄って通行します。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなくてはなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道では、すぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る



- 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止されています。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 交差点では信号を遵守し、一時停止・安全確認もしっかりと。

5 子供はヘルメットを着用



安全のため、子供はヘルメットの着用に努めましょう。

これから施行される道路交通法

平成25年6月14日に公布された改正道路交通法のうち、以下については今後施行されます。

■ 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備

平成26年9月1日施行

環状交差点では、

- 左折等するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。
- 車両等は、環状交差点内を通行するほかの車両等の進行妨害をしてはいけません。
- 環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。

などの交通方法が定められました。



■ 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

公布の日から2年以内に施行

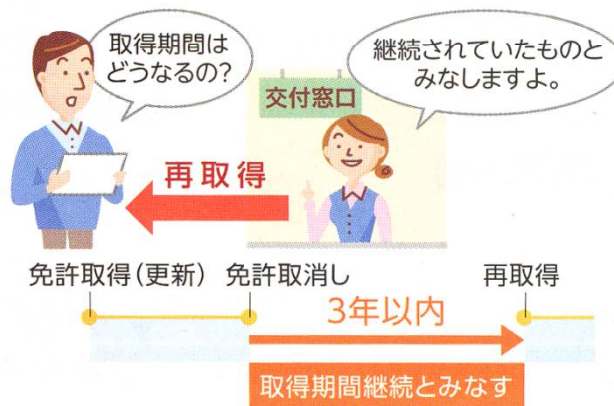
一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者(悪質自転車運転者)は、公安委員会の命令を受けてから3ヵ月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。



■ 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備

公布の日から2年以内に施行

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内で免許を再取得した場合は、取り消された免許を受けた日から取り消された日までの期間と再取得した免許を受けていた期間は継続されていたものとみなされます。



ETC

有料道路の料金所での渋滞を緩和するために誕生した、ノンストップ自動料金收受システムです。車に設置された車載器にETCカードを挿入し、料金所のETC専用レーンを通過すると、無線交信で自動的に通行料金を精算。支払いはクレジットカード等で払います。料金所で停車する必要のない、便利なシステムです。



ETCを利用する際の注意ポイント

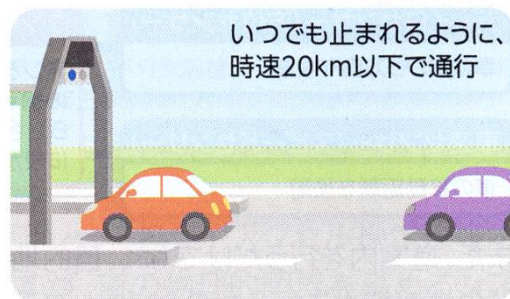
- 有料道路を利用する前に、ETCカードを車載器に確実に挿入します。

停車した状態で、カードをしっかりと挿入してください。カードの挿入の仕方が不完全な場合、通信エラーが起きることがあります。カードを挿入した際は、車載器が正しく動作しているかを必ず確認しましょう。



- ETC専用レーンは時速20km以下で、十分な車間距離をとって通行しましょう。

車載器とアンテナの交信にエラーが起きた場合には、ゲートの開閉バーが開かないことがあります。前車が停止することがありますので、車間距離をとり、いつでも安全に止まれるように、ゆっくりと進みましょう。



- ETCカードを車内に置いたままにしないでください。

ETCカードはクレジットカードの一種ですので、車から離れる際は、車載器から抜き取り、運転者みずからが携行しましょう。

第3部

交通違反点数と講習制度など

交通違反点数と講習制度



交通違反は極めて危険な行為です。
交通ルールをしっかりと守って安全運転を心がけたいものです。

1 交通反則通告制度

1-1 交通反則通告制度の趣旨

この制度は、自動車、原動機付自転車などの運転者のした違反行為のうち、反則行為（交通違反のうち特に定められた種別の違反をいいます。）については、一定期間内に銀行か郵便局に定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が処理されるものです。もし、反則金を納めなかったときは、刑事裁判か家庭裁判所の審判を受けることになります。

1-2 交通反則告知書（青色キップ）を渡された場合

反則行為をした運転者は、警察官や交通巡視員から交通反則告知書（青色キップ）と納付書を渡されます。この場合は、告知内容に異議がなければ、その日を含めて8日以内に告知書と納付書に記入された金額の反則金を銀行か郵便局に納付すると、すべて手続は終わり、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくてもよいことになります。



1-3 通告を受けた場合

交通反則告知書(青色キップ)と納付書を渡されて上記の期間中に反則金を納付しなかったときは、指定された通告センターに出頭して、通告書で反則金納付の通告を受けることとなります。通告を受けた者は、その日を含めて11日以内に銀行か郵便局に反則金を納付すると、手続は終わります。住所が遠いなどで通告センターに出頭できない者は、送付により通告を受けます。このときは、送付に要した費用を反則金とともに納めなければなりません。

1-4 反則行為

反則行為のうち主なものは、P.120～P.121の表のとおりです。反則行為をした人であっても、無免許運転または酒気帯び運転をしていた人、反則行為によって交通事故を起こした人のような危険性の高い人には、この制度は適用されず、刑事裁判か家庭裁判所の審判を受けることとなります。

1-5 反則金の使途

反則金は銀行や郵便局を通じて国に納められた後、交通安全対策特別交付金として都道府県や市町村に交付され、信号機、道路標識、横断歩道橋などの交通安全施設の設置に使われます。

2 放置違反金制度

2-1 使用者責任

「放置車両確認標章」が取り付けられた日の翌日から30日以内に、運転者が反則金の納付などを行わなかった場合は、車両の使用者(注)は「放置違反金」を納付するよう公安委員会から命令されることとなります。

(注)「使用者」とは通常、車検証上の使用者のことをいい、多くの場合、所有者と一致します(割賦販売による車両、リース車両などの場合、使用者と所有者が異なることがあります。)



2-2 納付しなかった場合

(1) 督促・滞納処分

地方税の滞納処分の例により放置違反金および延滞金・手数料を強制的に徴収されます。

(2) 車検拒否

放置違反金納付命令の督促を受けた場合には、放置違反金等を納付したことを証明する書面を提示しないと車検(継続検査または構造等



変更検査)を受けることができません。

2-3 車両の使用制限命令

放置違反金の納付命令を受けた使用者が、その違反前6ヵ月以内に同じ車両に対して納付命令を3回以上受けたことがある場合等に、車両の種類に応じて3ヵ月を超えない範囲内でその使用が制限されます。



3 点数制度

3-1 点数制度

点数制度は、運転者の過去3年間の交通違反や交通事故に対して所定の点数をつけ、その合計点数が一定の基準に達した場合に運転免許の効力の停止(一般には、「運転免許の停止」などといわれるものです。以下そのいい方に従います。)や取消しなどの処分をする制度です。この制度は、危険性の高い運転者を道路交通の場から排除しようとするものです。

26改 3-2 点数の計算

点数には、交通違反につけられる基礎点数と交通事故などにつけられる付加点数があります。
ア 違反行為につけられる基礎点数は、特定違反行為と一般違反行為に区分され、特に悪質・危険な行為である特定違反行為には、高い点数が付されます。

特定違反行為の基礎点数

特定違反行為		点数	特定違反行為		点数
運転殺傷等	運転殺人等	62	危険運転致死傷等	危険運転致死等	62
	運転傷害等(治療期間3ヵ月以上または後遺障害)	55		危険運転致傷等(治療期間3ヵ月以上または後遺障害)	55
	運転傷害等(治療期間30日以上)	51		危険運転致傷等(治療期間30日以上)	51
	運転傷害等(治療期間15日以上)	48		危険運転致傷等(治療期間15日以上)	48
	運転傷害等(治療期間15日未満または建造物損壊)	45		危険運転致傷等(治療期間15日未満)	45
			酒酔い運転	35	
			麻薬等運転	35	
			救護義務違反	35	

CASE-1

酒酔い運転や麻薬、覚せい剤などを使用したの運転。



違反点数35点

免許取消し

CASE-2

酒気帯び(0.25以上)運転



違反点数25点

免許取消し

なお、同時に2つ以上の違反行為をしたときは、高い方の点数がつけられます。

イ 交通事故を起こしたときは、事故の種別と不注意の程度に応じて付加点数(2点から20点まで)が加算されます。

付加点数(交通事故)

交通事故の種別(被害の程度)	交通事故がもたら違反行為者の不注意によって発生しているものである場合	左記以外の場合
死亡事故	20点	13点
傷害事故等	治療期間3ヵ月以上または後遺障害を伴うもの	9点
	治療期間30日以上3ヵ月未満	6点
	治療期間15日以上30日未満	4点
	治療期間15日未満または建造物損壊	3点
		2点

ウ 交通事故を起こし、あて逃げした場合は、5点が加算されます。

エ 救護義務違反(いわゆる「ひき逃げ」)をし

CASE-3

酒気帯び運転(呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満の場合)で、前方不注意による追突事故により治療期間15日未満の事故または建造物損壊事故を起こしたとき。

違反点数14点[※] + 付加点数3点

※酒気帯び運転で安全運転義務違反

免許取消し
(欠格期間1年)
前歴がない場合

主な一般違反行為の基礎点数と反則金の額

交通違反の種類		点数	酒気帯び点数 (0.25未満) (注2)		反則金の額(円)				関連 ページ	
					大型車(注3)	普通車	二輪車(注4)	原付車(注5)		
酒気帯び 運転(注1)	0.25以上	25							57	
	0.15以上0.25未満	13							57	
過労運転等		25							57	
共同危険行為等禁止違反		25							73	
無免許運転		25							57	
大型自動車等無資格運転		12	19						58	
仮免許運転違反		12	19						58	
無車検運行		6	16						104	
無保険運行		6	16						105	
速度超過	50km以上	12	19						73	
	40km以上50km未満	6	16						73	
(高速道 路関係)	35km以上40km未満	6(3)	16(15)	(40,000)	(35,000)	(30,000)	(20,000)		91	
	30km以上35km未満	6(3)	16(15)	(30,000)	(25,000)	(20,000)	(15,000)		91	
(注6)	25km以上30km未満	3	15	25,000	18,000	15,000	12,000		73	
	20km以上25km未満	2	14	20,000	15,000	12,000	10,000		73	
	15km以上20km未満	1	14	15,000	12,000	9,000	7,000		73	
	15km未満	1	14	12,000	9,000	7,000	6,000		73	
放置駐車 違反(注7)	駐停車禁止場所等	3		25,000(27,000)	18,000(20,000)	10,000(12,000)	10,000(12,000)		80	
	駐車禁止場所等	2		21,000(23,000)	15,000(17,000)	9,000(11,000)	9,000(11,000)		80	
駐停車 違反(注8)	駐停車禁止場所等	2	14	15,000(17,000)	12,000(14,000)	7,000(9,000)	7,000(9,000)		80	
	駐車禁止場所等	1	14	12,000(14,000)	10,000(12,000)	6,000(8,000)	6,000(8,000)		80	
信号無視	赤色等	2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		51	
	点滅	2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		51	
通行禁止違反		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		70	
通行区分違反		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		68	
急ブレーキ禁止違反		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		74	
追越し違反		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		76	
踏切不停止等		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		86	
優先道路通行車妨害等		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		70	
交差点安全進行義務違反		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		78	
横断歩行者等妨害等		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		71	
徐行場所違反		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		74	
指定場所一時不停止等		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		80	
積載物 重量制限 超過(注9)	10割以上	6	3	16	15		35,000	30,000	25,000	62
	5割以上10割未満	3	2	15	14	40,000	30,000	25,000	20,000	62
	5割未満	2	1	14	14	30,000	25,000	20,000	15,000	62
整備不良	制動装置等	2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		59	
	尾灯等	1	14	9,000	7,000	6,000	5,000		59	
携帯電話使用等(交通の危険)		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		66	
携帯電話使用等(保持)		1	14	7,000	6,000	6,000	5,000		66	
安全運転義務違反		2	14	12,000	9,000	7,000	6,000		50	
幼児等通行妨害		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		72	
騒音運転等		2	14	7,000	6,000	6,000	5,000		73	
消音器不備		2	14	7,000	6,000	6,000	5,000		59	
高速自動車国道等運転者遵守事項違反		2	14	12,000	9,000	7,000			90	
免許条件違反		2	14	9,000	7,000	6,000	5,000		56	

25改

第3部 交通違反点数と講習制度など

21改

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数 (0.25未満) (注2)	反則金の額(円)				関連 ページ
			大型車(注3)	普通車	二輪車(注4)	原付車(注5)	
番号標表示義務違反	2	14					104
保管場所法違反	道路使用	3					104
	長時間駐車	2					104
通行帯違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	69
路線バス等優先通行帯違反	1	14	7,000	6,000	6,000	小特 5,000	70
軌道敷内違反	1	14	6,000	4,000	4,000	3,000	71
指定横断等禁止違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	76
車間距離不保持(注6)	1(2)	14	7,000(12,000)	6,000(9,000)	6,000(7,000)	5,000(6,000)	74
進路変更禁止違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	76
追い付かれた車両の義務違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	77
割り込み等	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	78
交差点右左折方法違反	1	14	6,000	4,000	4,000	3,000	78
指定通行区分違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	79
交差点優先車妨害	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	79
緊急車妨害等	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	70
交差点等進入禁止違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	79
無灯火	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	88
減光等義務違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	88
合図不履行	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	75
乗車積載方法違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	62
定員外乗車	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	62
積載物大きさを制限超過	1	14	9,000	7,000	6,000	5,000	62
積載方法制限超過	1	14	9,000	7,000	6,000	5,000	62
転落等防止措置義務違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	63
転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	7,000	6,000	6,000	5,000	63
座席ベルト装着義務違反	1	14					66
幼児用補助装置使用義務違反	1	14					67
乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14					95
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14			12,000		95
初心運転者標識表示義務違反	1	14		4,000			57
本線車道出入方法違反	1	14	6,000	4,000	4,000		91
けん引自動車本線車道通行帯違反	1	14	7,000	6,000			92
故障車両表示義務違反	1	14	7,000	6,000	6,000		101
泥はね運転			7,000	6,000	6,000	5,000	71
公安委員会遵守事項違反			7,000	6,000	6,000	5,000	50
運行記録計不備			6,000	4,000			59
免許証不携帯			3,000	3,000	3,000	3,000	56

(注1)「酒気帯び運転(0.15以上0.25未満)」は、呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満などの場合
で、「酒気帯び運転(0.25以上)」は、呼気中のアルコール濃度0.25mg/ℓ以上などの場合をいいます。(注2)違反をし
た場合に酒気を帯びていたときは「酒気帯び点数」の点数となります。(注3)「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、
大型特殊自動車、トロリーバスおよび路面電車をいいます。(注4)「二輪車」とは、大型自動二輪車および普通自動二輪
車をいいます。(注5)「原付車」とは、小型特殊自動車および原動機付自転車をいいます。なお、小型特殊自動車のみの
適用の場合は、小特と記入。(注6)「速度超過」「車間距離不保持」の欄の()内の数は、高速道路関係の点数および反
則金の額です。(注7)「放置駐車違反」の欄の「大型車」は、重被けん引車を含みます。(注8)「放置駐車違反」「駐停車違
反」の欄の()内の数は、高齢運転者等標準自動車以外の車両による高齢運転者等専用駐車区間等における反則金
の額です(高齢運転者等専用駐車区間等以外での反則金の額に、2,000円を加えた額となります。)(注9)「積載物重
量制限超過」の点数および酒気帯び点数の左欄は大型車等、右欄は普通車等の点数です。

交通違反点数と講習制度

た場合は、35点が付され、ひき逃げに先行する違反行為の点数については累積されます。

CASE-4

酒酔い運転をしていた運転手が不注意により、死亡事故を起こし、救護義務違反(ひき逃げ)の場合。

救護義務違反(ひき逃げ) 35点
+
酒酔い運転 35点
+
付加点数(死亡事故) 20点

免許取消し
(欠格期間10年)

3-3 処分などの基準点数

運転免許の停止や取消しの処分および欠格期間(運転免許を取り消されてから、新たに運転免許を受けることができるまでの期間)の指定は、合計点数によって行われますが、その基準は次の表のようになっています。

ア 一般違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数と欠格期間の対応関係

過去3年以内の運転免許の停止などの回数		0回	1回	2回	3回以上
免許の取消し	免許の停止	6点～14点	4点～9点	2点～4点	2点または3点
	欠格期間1年(3年)	15点～24点	10点～19点	5点～14点	4点～9点
	欠格期間2年(4年)	25点～34点	20点～29点	15点～24点	10点～19点
	欠格期間3年(5年)	35点～39点	30点～34点	25点～29点	20点～24点
	欠格期間4年(5年)	40点～44点	35点～39点	30点～34点	25点～29点
	欠格期間5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上

イ 特定違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合の累積点数と欠格期間の対応関係

過去3年以内の運転免許の停止などの回数		0回	1回	2回	3回以上
免許の取消し	欠格期間3年(5年)	35点～39点			
	欠格期間4年(6年)	40点～44点	35点～39点		
	欠格期間5年(7年)	45点～49点	40点～44点	35点～39点	
	欠格期間6年(8年)	50点～54点	45点～49点	40点～44点	35点～39点
	欠格期間7年(9年)	55点～59点	50点～54点	45点～49点	40点～44点
	欠格期間8年(10年)	60点～64点	55点～59点	50点～54点	45点～49点
	欠格期間9年(10年)	65点～69点	60点～64点	55点～59点	50点～54点
	欠格期間10年	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上

例えば、以前に1回運転免許の停止を受けたことがあると、合計点数が4点で停止、10点で取消しになります(一般違反行為をしたことを理由として行政処分がなされる場合)。また、欠格期間中または欠格期間が終了後5年以内に再び免許の取消し処分等を受けたときは、欠格期間が1年あるいは2年間延長されます(カッコ内)。

3-4 運転免許の拒否、保留

免許証の交付を受ける前に交通違反をしたり、交通事故を起こしたりすると、免許が受けられなかったり、一定期間免許が保留されることがあります。

3-5 無事故・無違反の運転者に対する特例

免許を受けていた期間(免許が停止されていた期間を除きます。以下免許期間といいますが)のうち、一定期間、無事故・無違反であった運転者については、違反点数または前歴の計算において次のような特例が認められています。

- ア 1年以上の免許期間、無事故・無違反であったときは、それ以前の違反や事故の点数は加算されません。
- イ 2年以上の免許期間、無事故・無違反であった者が、軽微な違反行為(点数が3点以下である違反行為)をした場合、その後さらに3か月の免許期間、無事故・無違反であったときは、その点数は加算されません。
- ウ 運転免許の停止などの前歴のある場合であっても、その後、1年以上の免許期間、無事故・無違反で、しかも、運転免許の停止も受けなくて経過したときは前歴0回の者として扱われます。

4 講習制度

4-1 初心運転者講習

- ア 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許または原付免許について、免許の種類ごとに取得後1年間(停止中の期間を除く。)を初心運転者期間とし、その間に違反などを犯し一定の基準(合計点数3点以上。ただし、1回の違反で3点に達した場合は除く。)に該当した人には初心運転者講習が行われます。
- イ アの基準に該当する運転者が、初心運転者講習を受講しない場合や、講習を受けてもその後初心運転者期間が終了するまでの間に違反などを犯し一定の基準(合計点数3点以上。ただし、1回の違反で3点に達した場合は除く。)に該当した場合は、再試験が行われます。
- ウ 再試験に合格しなかった人、正当な理由なく再試験を受けなかった人の免許は取り消されます。
- エ ウの取消処分については、欠格期間がありません。

4-2 違反者講習

3点以下の違反行為(軽微違反行為)を行い累積点数が6点になるなど、政令に定める基準に該当した者に対して違反者講習を行うとともに、この違反者講習を受けた者に対しては、行政処分が行われないこととなります。講習の内容としては、道路を通行する者に対する交通安全教育などの運転者の資質の向上に関する活動の体験を含む課程または自動車などを用いた運転適性指導を含む課程のいずれかを受講者が選択できることとし、これらを受講することによりみずからの危険な運転行動について認識させることとしています。

4-3 停止処分者講習

交通違反や交通事故等によって公安委員会から免許の停止や保留の行政処分を受けた運転者に対し、将来再び違反をしたり、交通事故を起こさないよう必要かつ専門的な教育をするもので、この講習結果において一定以上の成績を収めた者については、処分の停止日数や保留日数が短縮されます。

4-4 取消処分者講習

過去に運転免許の拒否もしくは取消し(再試験の取消しを除きます。)または6ヵ月を超える期間の運転の禁止の処分を受けた人が、欠格期間経過後運転免許試験を再び受けようとするときは、過去1年以内に公安委員会が行う取消処分者講習を受講していなければ、免許試験を受験できません。

4-5 更新時講習

免許証を更新しようとするときは、高齢者講習を受けた人を除き、更新時講習を受けなければなりません。講習は、運転者の違反歴などの状況に応じて、内容、時間がそれぞれ異なり、次のように区分されています。

講習区分	対象者	時間
優良運転者講習	免許を受けている期間が継続して5年以上で、更新前5年間(基準日から起算)に、違反行為、重大違反そのかき等または道路外致死傷をしたことがない人	30分
一般運転者講習	優良運転者講習・違反運転者講習・初回更新者講習のいずれにもあてはまらない人	60分
初回更新者講習	免許を受けている期間が継続して5年未満の人のうち、更新前5年間(基準日から起算)に3点以下の軽微な違反1回以下であり、かつ、重大違反そのかき等または道路外致死傷をしたことがない人(特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする人を除く)	120分
違反運転者講習	更新前5年間(基準日から起算)に3点以下の軽微な違反2回以上もしくは4点以上の違反1回以上の人、または、重大違反そのかき等もしくは道路外致死傷をしたことがある人	120分

基準日：更新前の運転免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日
 特別特定失効者：特定失効者(免許証が効力を失った日から起算して6ヵ月を経過しない人に限り、やむを得ない理由により更新を受けることができなかった者を除く)のうち、失効前5年間(基準日から起算)で3点以下の軽微な違反が1回以下であり、かつ、重大違反そのかき等または道路外致死傷をしたことがない人

なお、免許有効期間満了前6ヵ月以内に公安委員会が行う特定任意講習や更新時講習と同等の効果があるとの認定を受けた運転免許取得者教育(違反運転者に対するものはありません。)を受けた人は、受講義務が免除されます。

4-6 高齢者講習

ア 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の高齢者については、更新期間が満了する日の前6ヵ月以内に、高齢者講習を受講していなければなりません。高齢者講習の内容としては、受講時に運転適性指導を受けることにより高齢者が加齢に伴って生ずる身体の機能の変化を自覚して、安全に運転することができるようなものとしています。

なお、更新前6ヵ月以内に公安委員会が行う特定の講習や高齢者講習と同等の効果があるとの認定を受けた運転免許取得者教育を受けた人は受講が免除されます。また、コースにおける自動車等の運転をすること(チャレンジ講習)により、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下による運転への著しい影響がない旨の確認書の交付を受けた人は、簡易な講習となります。

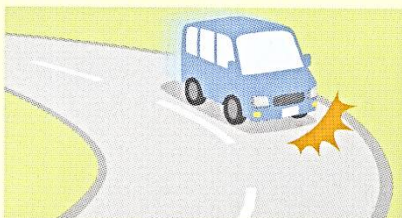
イ アの場合で75歳以上の高齢者については、「講習予備検査」を受けなければなりません。この検査の結果に基づいて高齢者講習を受講することとなります。

安全運転 5 則

①安全速度を必ず守る



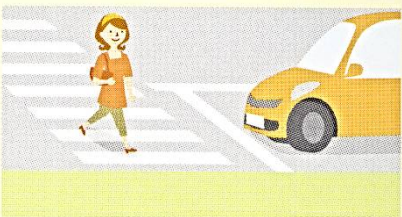
②カーブの手前でスピードを落とす



③交差点では必ず安全を確認する



④一時停止で横断歩行者の安全を守る



⑤飲酒運転は絶対にしない



「交通事故の際の交通事故証明書」「運転者の無事故・無違反等を証明する各種運転経歴の証明書」が必要な方は、最寄りの自動車安全運転センター都道府県(方面)事務所にお問い合わせください。

当センターホームページ(ホームページアドレスは下記を参照)でも確認できます。

自動車安全運転センター都道府県(方面)事務所電話番号

北海道	北海道	北海道警察本部庁舎1階	011(219)6615
	旭川方面	旭川方面旭川中央警察署内	0166(23)7299
	釧路方面	北海道警察釧路方面本部内	0154(25)7171
	北見方面	北海道警察北見方面本部内	0157(23)1705
	函館方面	北海道警察函館方面本部分庁舎内	0138(55)7500
東北	青森県	青森県運転免許センター内	017(782)5074
	岩手県	いわて県民情報交流センター2階	019(653)1871
	宮城県	宮城県警察本部運転免許センター内	022(373)7171・7172
	秋田県	秋田県警察本部運転免許センター2階	018(863)8811
	山形県	山形県総合交通安全センター内	023(655)3456
	福島県	福島県警察本部運転免許センター内	024(591)4111
関東	東京都	警視庁鮫洲運転免許試験場内	03(5781)3550・3660
	茨城県	茨城県警察本部運転免許センター内	029(293)8822・8823
	栃木県	栃木県警察本部運転免許センター内	0289(76)1411・1412
	群馬県	群馬県総合交通センター内	027(253)1102
	埼玉県	埼玉県警察運転免許センター内	048(541)2411
	千葉県	千葉県警察本部運転免許センター内	043(276)3040・3080
	神奈川県	神奈川県警察本部交通部運転免許本部内	045(364)7000・7001
	新潟県	新潟県警察本部運転免許センター内	025(256)2344
	山梨県	山梨県総合交通センター内	055(285)2344・2345
	長野県	長野県警察本部北信運転免許センター内	026(292)5111
	静岡県	静岡県警察中部運転免許センター内	054(252)3191・3192
中部	富山県	富山県運転教育センター4階	076(451)1840・1841
	石川県	石川県警察本部運転免許センター内	076(237)5900
	福井県	福井県警察本部運転者教育センター内	0776(51)3980・3981
	岐阜県	岐阜県庁2階	058(274)1000・1001
	愛知県	愛知県警察本部運転免許試験場内	052(805)0625
	三重県	三重県運転免許センター・東ウイング4階	059(223)1231
近畿	滋賀県	滋賀県警察本部運転免許センター内	077(585)3456
	京都府	京都府警察本部自動車運転免許試験場内	075(631)7600
	大阪府	大阪府警察本部門真運転免許試験場内	06(6909)5821
	兵庫県	兵庫県警察本部内	078(351)7882・7886
	奈良県	奈良県警察本部運転免許課内	0744(23)7171
	和歌山県	和歌山県警察本部交通センター内	073(472)4433
中国	鳥取県	鳥取県交通総合センター内	0857(28)6221・6222
	島根県	島根県警察本部運転免許センター内	0852(36)6255・6256
	岡山県	岡山県警察本部運転免許センター内	086(724)4360
	広島県	広島県警察本部運転免許センター3階	082(941)5111・5112
	山口県	山口県警察本部内	083(924)4151
四国	徳島県	徳島県運転免許センター2階	088(699)1100
	香川県	香川県警察本部運転免許センター内	087(882)3399
	愛媛県	愛媛県警察本部運転免許センター内	089(978)1999
	高知県	高知県警察本部運転免許センター内	088(892)5221
	九州	福岡県	福岡県警察本部内
佐賀県		佐賀県警察本部内	0952(29)0335
長崎県		長崎県警察本部内	095(825)4591
熊本県		熊本県警察本部運転免許センター内	096(233)2111
大分県		大分県警察本部運転免許センター内	097(524)6420
宮崎県		宮崎県総合自動車運転免許センター2階	0985(29)3456・3457
鹿児島県		鹿児島県交通安全教育センター内	099(269)7574・7575
沖縄県		沖縄県警察運転免許センター1階	098(840)2822

安全運転をつくろう。



自動車安全運転センター

<http://www.jsdc.or.jp/>

わかる 身につく 交通教本

■編集・発行／一般財団法人 全日本交通安全協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館ビル内

電話 (03)3264-2641(代表)

不許複製

平成25年 4月1日初版発行
平成26年 4月1日第2改訂版発行
平成26年 6月1日第3改訂版発行

交通ルールを守って
つながる笑顔



*乱丁・落丁の場合はおとりかえいたします。

ハンドブック

交通事故を防ごう! ひるしまの道



自転車安全利用5則

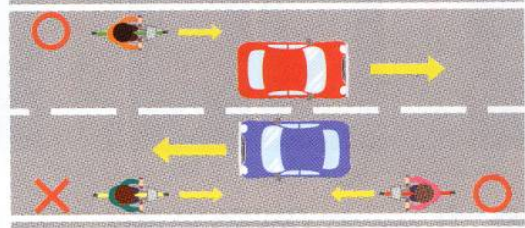
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両です。
歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車で歩道を通るときは、車道寄りを通り、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止



■ 二人乗りは禁止



■ 並進は禁止



■ 夜間はライトを点灯



■ 信号を守る



■ 交差点での一時停止と安全確認



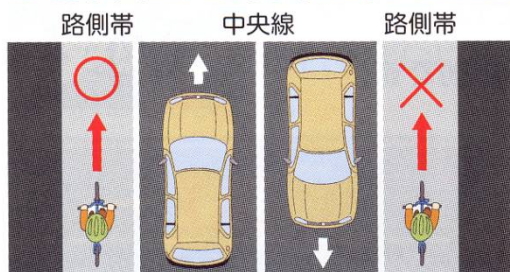
⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



道路交通法の一部改正 (平成25年12月1日施行)

●自転車の路側帯通行を道路左側に限定。



自転車等の軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られます。
(※軽車両とは、自転車、リヤカー、荷車、馬車などをいう。)

▶ 右側にある路側帯を通行すると…

3カ月以下の懲役 又は5万円以下の罰金

●ブレーキ (制動装置) 不良自転車に対する検査。



- 警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ (制動装置) を備えていないと認められる自転車[※]を停止させ、ブレーキについて検査することができます。
- ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができます。

警察官による
●検査 ●応急措置命令

●検査拒否・妨害
●応急措置命令等違反

5万円以下の罰金

※「所定の安全基準」とは、①前車輪及び後車輪を制動すること ②乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速が10キロ毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

安全な自転車に乗ろう



●整備の行き届いた自転車 (TSマークなど自転車の安全性を示すマークの付いたもの) を利用しましょう。

TSマーク

年に一回、自転車安全整備店で、自転車整備士による自転車の点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが貼付されます。

TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いているので、もしもの時に安心です。

付帯保険の補償内容 (赤マークの場合)

傷害保険	○入院15日以上……………(一律) 10万円
賠償責任保険	○死亡・重度後遺障害 (1~4級)……………(一律) 100万円
	○死亡・重度後遺障害 (1~7級)……………(限度額) 2,000万円



第二種TSマーク (赤マーク)

自転車の主な違反

飲酒運転の禁止

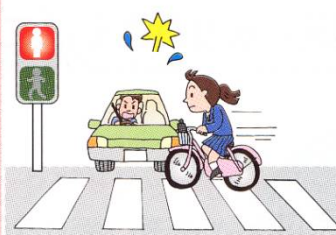
道路交通法第65条第1項



罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

信号無視

道路交通法第7条



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

指定場所一時不停止

道路交通法第43条



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

通行禁止違反

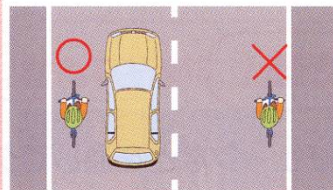
道路交通法第8条第1項



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

右側通行

道路交通法第17条第4項



罰則 3カ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

無灯火

道路交通法第52条第1項前段
広島県道路交通法施行細則
第7条第1項



罰則 5万円以下の罰金

傘さし運転

(携帯電話等片手運転)

道路交通法第71条第6号
広島県道路交通法施行細則
第10条第4号



罰則 5万円以下の罰金

制動装置不良

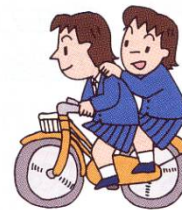
道路交通法第63条の9第1項
道路交通法施行規則
第9条の3



罰則 5万円以下の罰金

二人乗り

道路交通法第57条第2項
広島県道路交通法施行細則
第8条第1号



罰則 2万円以下の罰金
又は料料